



第五章

計画の推進



I | 計画の推進体制について

■ 計画の推進体制について

羽村市における体制について

子供・子育て施策を総合的かつ計画的に推進し、「こどもまんなか社会」を実現するため、計画の推進体制の強化を図ります。また、子供の意見を積極的に聴取し、各施策に反映していくことに取り組みます。推進にあたっては、子供・子育て施策を適正かつ円滑に行えるよう、福祉・教育・保健等の業務を行う関係機関や子供に関する支援を行う民間団体と連携していきます。

国や東京都との関係

子供・子育て施策を推進するためには、国や東京都の施策を注視し、その施策を積極的に周知するなど、密接な連携が必要となります。「こども基本法」や「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画」、東京都の各計画を勘案し、子供・子育て施策を推進していきます。

地域・関係機関等との連携

計画の理念を具現化し、施策を展開していくためには、市だけではなく、家庭、教育・保育事業者、学校、地域、企業等が連携して取り組む必要があります。関係機関・団体等が、それぞれの役割を果たしつつ、相互の連携を図り、子供・子育て支援を総合的に推進していきます。

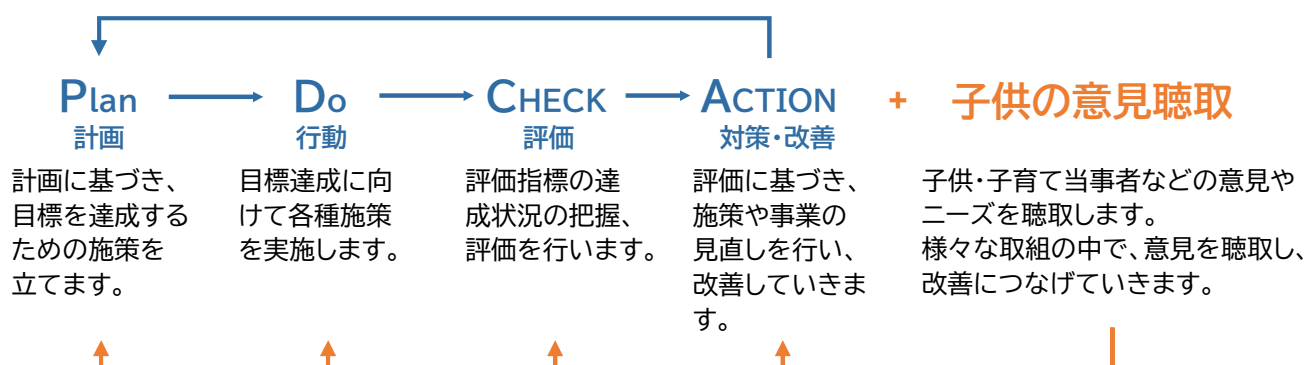
2 | 計画の推進について

■ 計画の推進について

計画の点検・評価について

本計画の着実な推進に向けて、毎年度、計画に掲げた施策の実施状況を点検・評価し、その結果を公表します。点検・評価では、定期的に子供の意見を聴き、評価結果や「羽村市子ども・子育て会議」等の意見を考慮し、必要に応じた見直しを行い、各事業の改善等につなげていきます。

こども計画の点検・評価の「 PDCA + 子供の意見聴取 」



量の見込みと確保方策の実績等の確認

「子ども・子育て支援新制度」において市町村が実施することとされている事業は、「子ども・子育て支援法」で、量の見込みと確保方策を定めることとされています。市では、量の見込みと確保方策を定める必要のある事業について、「羽村市子ども・子育て会議」の意見を参考に、毎年度、量の見込みと確保方策の実績等の確認を行い、必要に応じた見直しを行います。

SDGsとの関係

SDGs(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、17のゴールと169のターゲットから構成されており、世界各国の共通目標となっています。第6次羽村市長期総合計画では、基本計画に掲げる各施策を推進することで、SDGsの達成に取り組んでいます。本計画においても各基本目標ごとの取組の方向性を推進することで、SDGsの達成に貢献していきます。

SDGsの17の目標



基本目標とSDGs17の目標の関係性

基本目標Ⅰ

全ての子供の人格・個性が
尊重され、権利が保障されるまち



基本目標Ⅱ

全ての子供が適切に養育され、
切れ目なく健やかに成長できるまち



基本目標Ⅲ

全ての子供が幸せに成長できる
家庭や環境があるまち



基本目標Ⅳ

全ての子供が意見を表明し、
参画できるまち



基本目標Ⅴ

家庭や子育てに夢を持ち、
子育てに伴う喜びを実感できるまち

